

● 人生 100 年応援信託(100 年パスポート)の特別約定

2022 年 12 月 9 日より、お客さまから頂戴する報酬の名称変更等にもない、特別約定を改訂いたします。
この改訂による報酬の計算方法や金額の変更はありません。

改訂内容については新旧対照表をご参照ください。

(下線部は変更部分)

【新旧対照表】

改訂前	改訂後
第1条(信託目的等) (1)この信託は、約款および特別約定に従い、信託された金銭を受益者のために利殖すること、委託者兼受益者に指定の方法により信託財産を交付すること、委託者兼受益者の財産を管理すること、および、委託者兼受益者の死亡時に委託者兼受益者が指定した特定受給者に信託財産の一部を交付することを目的とします。 (2)委託者兼受益者は、この信託契約を遡及的に解除(撤回)することはできません。 (3)委託者兼受益者について、下記の事由が発生した場合、成年後見人または任意後見人が当社所定の書式により届け出たときは、信託契約における委託者兼受益者の権限を本人に代わり行使することがきます。ただし、成年後	第1条(信託目的等) (1)本信託は、約款および特別約定に従い、信託された金銭を受益者のために利殖すること、委託者兼受益者に指定の方法により信託財産を交付すること、委託者兼受益者の財産を管理すること、および、委託者兼受益者の死亡時に委託者兼受益者が指定した特定受給者に信託財産の一部を交付することを目的とします。 (2)委託者兼受益者は、この信託契約を遡及的に解除(撤回)することはできません。 (3)委託者兼受益者について、下記の事由が発生した場合、成年後見人または任意後見人が当社所定の書式により届け出たときは、信託契約における委託者兼受益者の権限を本人に代わり行使することがきます。ただし、成年後

見人または任意後見人は、第7条第1項に定める委託者兼受益者の同意者1名を指定すること、および第7条第4項に定める委託者兼受益者の同意者の指定を変更または解除することはできますが、第6条に定める特定受給者1名を指定すること、特定受給者の指定を変更または解除すること、および特定給付金の金額を変更することはできません。 ① 後見が開始したとき ② 任意後見監督人が選任されたとき 第5条(信託の終了事由) この信託は、次の各号に掲げる場合に終了します。 ① 委託者兼受益者が死亡した場合 ② 委託者兼受益者が信託報酬を支払わない場合または信託財産が信託報酬の支払に不足する場合 ③ 委託者兼受益者の成年後見人または任意後見人が、当社所定の書式で本信託の終了を申し出た場合 ④ 前三号に定めるほか、前三号の定めに抵触しない範囲で約款において終了事由と定める事由が生じた場合 第6条(特定受給者) (1)委託者兼受益者は、当社所定の書面で届け出ることにより、特定受給者1名を指定することができます。特定受給者は、第5条第1号の事由(委託者兼受益者の死亡)が発生した場合、第12条第1項第1号の規定に従い信託財産から金銭の給付(以下「特定給付金」といいます)を受ける権利を取得します。 (2)特定受給者は、委託者兼受益者の3親等内の親族に限ります。 (3)委託者兼受益者の死亡後、当社は特定受給者に対して特定給付金の支払	見人または任意後見人は、第7条第1項に定める委託者兼受益者の同意者1名を指定すること、および第7条第4項に定める委託者兼受益者の同意者の指定を変更または解除することはできますが、第6条に定める特定受給者1名を指定すること、特定受給者の指定を変更または解除すること、および特定給付金の金額を変更することはできません。 ① 後見が開始したとき ② 任意後見監督人が選任されたとき 第5条(信託の終了事由) <u>本</u>信託は、次の各号に掲げる場合に終了します。 ① 委託者兼受益者が死亡した場合 ② 委託者兼受益者が信託報酬を支払わない場合または信託財産が<u>管理</u>報酬の支払に不足する場合 ③ 委託者兼受益者の成年後見人または任意後見人が、当社所定の書式で本信託の終了を申し出た場合 ④ 前三号に定めるほか、前三号の定めに抵触しない範囲で約款において終了事由と定める事由が生じた場合 第6条(特定受給者) (1)委託者兼受益者は、当社所定の書面で届け出ることにより、特定受給者1名を指定することができます。特定受給者は、第5条第1号の事由(委託者兼受益者の死亡)が発生した場合、第12条第1項第1号の規定に従い信託財産から金銭の給付(以下「特定給付金」といいます)を受ける権利を取得します。 (2)特定受給者は、委託者兼受益者の3親等内の親族に限ります。 (3)委託者兼受益者の死亡後、当社は特定受給者に対して特定給付金の支払
--	---

請求に関する案内の通知を発送します。 (4)委託者兼受益者は、第 1 項の指定に際し、500 万円を上限として特定給付金の金額を定めることができます。 (5)当社は、第 1 項に従って指定された者に対して、特定受給者として指定された旨を通知する義務を負いません。 (6)第 1 項により指定された特定受給者が、委託者兼受益者よりも先に死亡した場合(同時とされる場合も含みます)、第1項の特定受給者としての指定は、当然に効力を失い、特定受給者の指定はなされなかったものとみなします。当社が第3項の通知を発送した日の3カ月後の応当日までに特定受給者がその権利を行使しない場合および特定受給者が当社に対してその権利を放棄する旨の意思表示をした場合も同様とします。 (7)第8条に定める手続代理人が就任しておらず、かつ、委託者兼受益者が後見の審判を受けていない場合に限り、委託者兼受益者は当社所定の書面を提出することにより、特定受給者の指定を変更または解除すること、および特定給付金の金額を変更することができます。 第7条(委託者兼受益者の同意者) (1)委託者兼受益者は、次条の規定に基づき指定した手続代理人が就任している場合を除き、当社所定の書面で届出ることにより、委託者兼受益者の同意者 1 名を指定することができます。委託者兼受益者の同意者は委託者兼受益者の 4 親等内の親族または任意後見監督人のうち当社と取引のある者に限ります。ただし次の各号に掲げる者は委託者兼受益者の同意者になることはできないものとします。 ① 未成年者 ② 補助・保佐・後見が開始されている者	請求に関する案内の通知を発送します。 (4)委託者兼受益者は、第 1 項の指定に際し、500 万円を上限として特定給付金の金額を定めることができます。 (5)当社は、第 1 項に従って指定された者に対して、特定受給者として指定された旨を通知する義務を負いません。 (6)第 1 項により指定された特定受給者が、委託者兼受益者よりも先に死亡した場合(同時とされる場合も含みます)、第1項の特定受給者としての指定は、当然に効力を失い、特定受給者の指定はなされなかったものとみなします。当社が第3項の通知を発送した日の3カ月後の応当日までに特定受給者がその権利を行使しない場合および特定受給者が当社に対してその権利を放棄する旨の意思表示をした場合も同様とします。 (7)第8条に定める手続代理人が就任しておらず、かつ、委託者兼受益者が<u>後見開始</u>の審判を受けていない場合に限り、委託者兼受益者は当社所定の書面を提出することにより、特定受給者の指定を変更または解除すること、および特定給付金の金額を変更することができます。 第7条(委託者兼受益者の同意者) (1)委託者兼受益者は、次条の規定に基づき指定した手続代理人が就任している場合を除き、当社所定の書面で届出ることにより、委託者兼受益者の同意者 1 名を指定することができます。委託者兼受益者の同意者は委託者兼受益者の 4 親等内の親族または任意後見監督人のうち当社と取引のある者に限ります。ただし次の各号に掲げる者は委託者兼受益者の同意者になることはできないものとします。 ① 未成年者 ② 補助・保佐・後見が開始されている者
--	---

③ 任意後見監督人が選任されている者 (2)前項の指定を受けた者は、当社所定の確認書を当社に提出し、かつ、当社がこれを受理したことを停止条件として委託者兼受益者の同意者に就任するものとします。 (3)委託者兼受益者の同意者は、第10条第2項に定める委託者兼受益者による信託財産の交付請求について、同意または不同意の決定をします。 (4)委託者兼受益者が後見の審判を受けていない場合に限り、委託者兼受益者は当社所定の書面を提出することにより、委託者兼受益者の同意者の指定を変更または解除することができます。 (5)以下の事由に該当した場合には、委託者兼受益者の同意者の指定は終了するものとします。 ① 第8条に定める委託者兼受益者の手続代理人が代理人開始届を当社に提出することにより手続代理人に就任した場合 ② 委託者兼受益者の同意者が死亡したこと、委託者兼受益者の4親等内の親族ではなくなったこと、辞任したこと、または第1項第2号もしくは同項第3号に掲げる者に該当することになったことの届出があった場合 ③ 当社と取引がなくなった場合 ④ 委託者兼受益者の同意者として、当社が不適當と判断した場合 第9条(手続代理人の同意者) (1)委託者兼受益者は、当社所定の書面で届け出ることにより、手続代理人の同意者を、指定する手続代理人1名に対し1名指定できます。手続代理人の同意者は委託者兼受益者の4親等内の親族のうち当社と取引のある者に限ります。ただし次の各号に掲げる者は手続代理人の同意者となることはできな	③ 任意後見監督人が選任されている者 (2)前項の指定を受けた者は、当社所定の確認書を当社に提出し、かつ、当社がこれを受理したことを停止条件として委託者兼受益者の同意者に就任するものとします。 (3)委託者兼受益者の同意者は、第10条第2項に定める委託者兼受益者による信託財産の交付請求について、同意または不同意の決定をします。 (4)委託者兼受益者が後見開始の審判を受けていない場合に限り、委託者兼受益者は当社所定の書面を提出することにより、委託者兼受益者の同意者の指定を変更または解除することができます。 (5)以下の事由に該当した場合には、委託者兼受益者の同意者の指定は終了するものとします。 ① 第8条に定める委託者兼受益者の手続代理人が代理人開始届を当社に提出することにより手続代理人に就任した場合 ② 委託者兼受益者の同意者が死亡したこと、委託者兼受益者の4親等内の親族ではなくなったこと、辞任したこと、または第1項第2号もしくは同項第3号に掲げる者に該当することになったことの届出があった場合 ③ 当社と取引がなくなった場合 ④ 委託者兼受益者の同意者として、当社が不適當と判断した場合 第9条(手続代理人の同意者) (1)委託者兼受益者は、当社所定の書面で届け出ることにより、手続代理人の同意者を、指定する手続代理人1名に対し1名指定できます。手続代理人の同意者は委託者兼受益者の4親等内の親族のうち当社と取引のある者に限ります。ただし次の各号に掲げる者は手続代理人の同意者となることはできな
--	--

いものとします。 ① 未成年者 ② 補助・保佐・後見が開始されている者 ③ 任意後見監督人が選任されている者 (2)前項の指定を受けた者は、確認書および手続代理人と連名で当社所定の書面による代理人開始届を当社に提出し、かつ、当社がこれを受理したことを停止条件として手続代理人の同意者に就任するものとします。 (3)手続代理人の同意者は、第10条第4項に定める手続代理人による信託財産の交付請求について、同意または不同意の決定をします。 (4)第8条に定める手続代理人が就任しておらず、かつ、委託者兼受益者が後見の審判を受けていない場合に限り、委託者兼受益者は当社所定の書面を提出することにより、第1項で指定した同意者を変更すること、または同意者の指定を解除することができます。 (5)以下の事由に該当した場合には、手続代理人の同意者の指定は終了するものとします。 ① 手続代理人の同意者について、死亡したこと、委託者兼受益者の4親等内の親族ではなくなったこと、辞任したこと、もしくは第1項第2号もしくは同項第3号に掲げる者に該当することになったことの届出があった場合 ② 当社と取引がなくなった場合 ③ 第8条第5項の定めにより手続代理人に係る指定が終了した場合 ④ 手続代理人の同意者が所在不明となったことまたは意思能力を喪失したこと等により業務を遂行できない相当な事由があると当社が判断した場合 ⑤ 手続代理人の同意者として、当社が不適当と判断した場合	いものとします。 ① 未成年者 ② 補助・保佐・後見が開始されている者 ③ 任意後見監督人が選任されている者 (2)前項の指定を受けた者は、確認書および手続代理人と連名で当社所定の書面による代理人開始届を当社に提出し、かつ、当社がこれを受理したことを停止条件として手続代理人の同意者に就任するものとします。 (3)手続代理人の同意者は、第10条第4項に定める手続代理人による信託財産の交付請求について、同意または不同意の決定をします。 (4)第8条に定める手続代理人が就任しておらず、かつ、委託者兼受益者が<u>後見開始</u>の審判を受けていない場合に限り、委託者兼受益者は当社所定の書面を提出することにより、第1項で指定した同意者を変更すること、または同意者の指定を解除することができます。 (5)以下の事由に該当した場合には、手続代理人の同意者の指定は終了するものとします。 ① 手続代理人の同意者について、死亡したこと、委託者兼受益者の4親等内の親族ではなくなったこと、辞任したこと、もしくは第1項第2号もしくは同項第3号に掲げる者に該当することになったことの届出があった場合 ② 当社と取引がなくなった場合 ③ 第8条第5項の定めにより手続代理人に係る指定が終了した場合 ④ 手続代理人の同意者が所在不明となったことまたは意思能力を喪失したこと等により業務を遂行できない相当な事由があると当社が判断した場合 ⑤ 手続代理人の同意者として、当社が不適当と判断した場合
---	--

第15条(信託報酬等)

当社は、約款に定める信託報酬に加えて、次のとおり設定時信託報酬、追加信託報酬および管理信託報酬、ならびにそれぞれの消費税等相当額を収受します。

(1)当初信託引受時(設定時信託報酬)

委託者兼受益者は信託引受時の信託元本額に 1%を乗じた額(但し、下限は7万円、上限は100万円とします)および消費税等を信託設定時に当社に支払うものとします。設定時信託報酬は原則として信託設定後直ちに信託財産の中から委託者兼受益者が当社に支払うものとします。

(2)追加信託時(追加信託報酬)

委託者兼受益者は、追加信託をする度に、追加信託金額に 1%を乗じた額(但し、上限は100万円とします)および消費税等を追加信託時に当社に支払うものとします。追加信託報酬は原則として追加信託後直ちに信託財産の中から委託者兼受益者が当社に支払うものとします。なお、第2条第3項に基づく年金自動追加信託サービスを利用して追加信託をする場合、追加信託報酬は不要とします。

(3)信託期間中(管理信託報酬)

委託者兼受益者は、信託引受時に下記いずれかの管理信託報酬支払いプランを選択するものとします(なお、一度選択した管理信託報酬支払いプランは変更できません)。当社は、毎年4月20日(ただし銀行休業日の場合は翌営業日)に、選択された支払いプランに従い、当年4月から翌年3月までの管理信託報酬を、信託財産からまとめて収受します。但し、最初に管理信託報酬が発生する月から次に到来する3月までの管理信託報酬については、最初に管理信託報酬が発生する月の前月にまとめて収受します。

第15条(信託報酬)

当社は、約款に定める信託報酬に加えて、次のとおり設定時報酬、追加信託時報酬および管理報酬、ならびにそれぞれの消費税等相当額を収受します。

(1)当初信託引受時(設定時報酬)

委託者兼受益者は信託引受時の信託元本額に 1%を乗じた額および消費税等を信託設定時に当社に支払うものとします(但し、下限は7万7千円(税込)、上限は110万円(税込)とします)。設定時報酬は原則として信託設定後直ちに信託財産の中から委託者兼受益者が当社に支払うものとします。

(2)追加信託時(追加信託時報酬)

委託者兼受益者は、追加信託をする度に、追加信託金額に 1%を乗じた額および消費税等を追加信託時に当社に支払うものとします(但し、上限は110万円(税込)とします)。追加信託時報酬は原則として追加信託後直ちに信託財産の中から委託者兼受益者が当社に支払うものとします。なお、第2条第3項に基づく年金自動追加信託サービスを利用して追加信託をする場合、追加信託時報酬は不要とします。

(3)信託期間中(管理報酬)

委託者兼受益者は、信託引受時に下記いずれかの管理報酬支払いプランを選択するものとします(なお、一度選択した管理報酬支払いプランは変更できません)。当社は、毎年4月20日(ただし銀行休業日の場合は翌営業日)に、選択された支払いプランに従い、当年4月から翌年3月までの管理報酬を、信託財産からまとめて収受します。但し、最初に管理報酬が発生する月から次に到来する3月までの管理報酬については、最初に管理報酬が発生する月の前月にまとめて収受します。

【管理信託報酬支払いプラン】

① ベーシックプラン:

以下に定める月のいずれか早い月から、月額 5,000 円(税抜)。

ア 3月末時点における委託者兼受益者の年齢が80歳に達する年の4月(但し、信託契約の成立日に 80 歳に達している場合には、信託契約の成立日の属する月の翌月)

イ 第8条第2項に規定される代理人開始届が当社に提出された日の属する月の翌月

② そなえるプラン:

第8条第2項に規定される代理人開始届が当社に提出された日の属する月の翌月から、月額 8,000 円(税抜)。

【管理報酬支払いプラン】

① ベーシックプラン:

以下に定める月のいずれか早い月から、月額 5,500 円(税込)。

ア 3月末時点における委託者兼受益者の年齢が80歳に達する年の4月(但し、信託契約の成立日に 80 歳に達している場合には、信託契約の成立日の属する月の翌月)

イ 第8条第2項に規定される代理人開始届が当社に提出された日の属する月の翌月

② そなえるプラン:

第8条第2項に規定される代理人開始届が当社に提出された日の属する月の翌月から、月額 8,800 円(税込)。